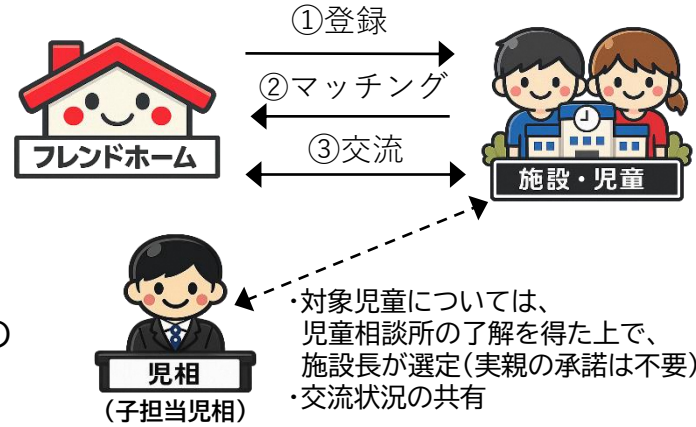


フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営

1 フレンドホーム制度について

【概要】

- 学校の休業期間などを活用して、施設に在籍する児童が家庭生活を体験
- 社会的養護への理解をフレンドホームに促し、養育家庭制度の普及に寄与
- 他府県では「週末里親」「季節里親」等の名称で実施
- 各施設において、申込から登録、交流まで基本的に施設単位で完結
- フレンドホームへは受入れに対する謝礼金を支払
1日あたり：2,300円 → 5,800円(令和8年度から)



【対象児童】

施設に在籍する児童であって、施設長が児童相談所の了解を得た上で、その成育歴、性向及び家族の状況から、フレンドホームとの交流を行うことにより家庭生活を体験させることが望ましいと判断した児童。

2 実施状況

◆登録家庭の状況(令和7年12月末現在) ※東京都全域

	登録家庭数	施設数
児童養護施設	417家庭	46施設(67施設中)
乳児院	16家庭	4施設(11施設中)

◆交流状況(令和6年度実績) ※東京都が措置をした児童

	交流日数	利用児童数	実施施設数
児童養護施設	1,019日	119人	32施設
乳児院	—	—	—

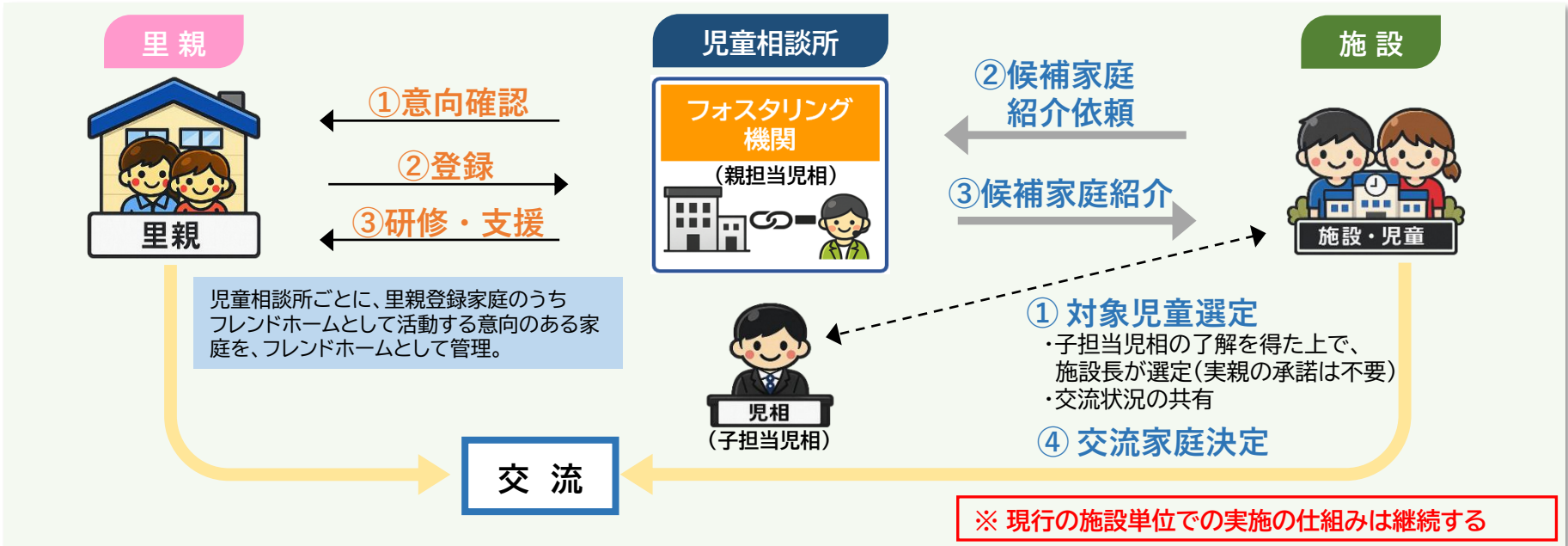
3 現行制度の課題

- 里親制度と連携されておらず、位置づけや全体像が分かりにくい。
- 登録・活用が施設単位に留まり、横断的な把握やマッチングは難しく、制度の活用が十分ではない。
- 児童と直接接する仕組みだが、研修制度の対象となっていない。
- 地域の児童相談所(フォスティング機関)がフレンドホーム制度に関わる仕組みを構築してはどうか。

フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営

4 里親型フレンドホーム(仮称)の検討(案)

※円滑な交流のため施設からの距離等も考慮、児童相談所管轄区域単位で運用



<フレンドホーム登録の流れ>

- ① **登録里親にフレンドホームとしての活動意向を確認**
 - 里親として登録されている家庭は里親登録基準を満たしていることから、フレンドホームとしての適格性は満たす。ただし、制度の違いについては、十分な理解が得られるよう説明を行う必要がある。
- ② **希望する家庭をフレンドホームとして把握・管理する。**
 - 児童相談所ごとに、希望する里親をフレンドホームとして管理。
- ③ **フォスタリング機関による支援**
 - フォスタリング機関が実施する里親研修に、フレンドホームに係る内容を追加。(研修は、施設登録のフレンドホームの受講も可とする)

<交流開始までの流れ>

- ① **施設が、利用対象とする児童を選定**
 - 施設は、交流の対象となる児童がある場合は、児童相談所の了解を得た上で、選定を行う。
- ② **施設から児童相談所へ交流の候補家庭の紹介を依頼**
 - 施設は、自施設に登録のフレンドホームに適当な家庭がない場合など、施設所在地を管轄する児童相談所に候補家庭の紹介を依頼。
- ③ **児童相談所は施設に、候補家庭を紹介**
 - 児相は登録里親のうち、依頼内容に合う家庭がある場合に施設に紹介。
- ④ **交流家庭を決定**
 - 施設は、候補家庭との面接等を踏まえ、交流開始の可否を判断、適当と認められる場合は交流を進める。交流状況は、児童相談所(子担当児相と親担当児相・フォスタリング機関の双方)と共有。

■ フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営

5 里親型の導入により期待される効果

- 児童にとって、フレンドホームとの交流機会の拡大になるとともに、フレンドホームとのマッチングの質の向上にもつながる。
- 未委託家庭にとって、フレンドホームとしての活動を通じて、養育経験の蓄積となる。
- フォスタリング機関は、登録里親のフレンドホームとしての活動実績を通じたアセスメントが可能となり、今後の委託に向けた判断や、児童との適合性を見極める上での判断材料となる。
- 里親登録と一体的に運用することで、フレンドホームへの関心を入口に、里親登録へ繋げることが期待できる。

6 今後整理・検討を要する事項

- 施設入所児童のニーズ、現行制度の活用実態等の把握
- 里親制度も含めた研修体系の検討